

報告第 2 号

町道谷地線交通安全施設整備その 1 工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

町道谷地線交通安全施設整備その 1 工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成 26 年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第 180 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 26 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 町道谷地線交通安全施設整備その1工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字間野々地内
- 3 契約の相手方 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
百万石建設株式会社
代表取締役 水 本 慶

4 変 更 の 内 容

項目	変更前	変更後
契約金額	62,700,000円	63,303,900円

報告第3号

町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に関する専決処分に
係る報告について

町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月15日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 工 事 名 町道島線交通安全施設整備その4工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字高田地内
- 3 契約の相手方 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割177番地
株式会社佐々木組
代表取締役社長 佐々木 和 久

4 変 更 の 内 容

項目	変更前	変更後
契約金額	55,000,000円	55,174,900円

報告第 4 号

矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

矢巾町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 26 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例等の一部を改正する条例

(矢巾町税条例の一部改正)

第1条 矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>（各号に掲げるものに関しては、別に定める。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) 〔略〕 (9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (10) 〔略〕 2 〔略〕 (町民税の減免) 第52条 〔略〕 2 前項の規定<u>によって</u>町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添附して町長に提出しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 3 第1項の規定<u>によって</u>町民税の減免を受けた者は、その事由	(寄附金税額控除) 第35条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（各号に掲げるものに関しては、別に定める。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第35条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) 〔略〕 (9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) 〔略〕 2 〔略〕 (町民税の減免) 第52条 〔略〕 2 前項の規定<u>により</u>町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添附して町長に提出しなければならない。<u>ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 〔略〕 3 第1項の規定<u>により</u>町民税の減免を受けた者は、その事由が

が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）～（6） 〔略〕

（固定資産税の減免）

消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）～（6） 〔略〕

（固定資産税の減免）

第69条 〔略〕

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の4 〔略〕

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か

第69条 〔略〕

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 〔略〕

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条の4 〔略〕

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 〔略〕

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（１）〔略〕

（２）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

（３）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

2・3 〔略〕

附 則

（公益法人等に係る町民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（１）〔略〕

（２）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

（３）法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

2・3 〔略〕

附 則

〔削除〕

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

〔新設〕

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定することにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7第2項、第48条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第48条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第42条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民

〔新設〕

税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

〔新設〕

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第48条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第48条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の

適用がないものとした場合に算出される第48条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第48条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収

に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（3） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第48条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から

〔新設〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 〔略〕

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第35条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条

3月31日までの間においてはその者の第48条の5第2項の規定により読み替えられた第48条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第48条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
（令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定することにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の6から第35条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第8条 〔略〕

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第35条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条

並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～6 [略]

[新設]

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 [略]

14 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

14 [略]

[削除]

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 〔略〕

〔新設〕

3 〔略〕

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) 〔略〕

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第

2 〔略〕

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

7 〔略〕

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(7) 〔略〕

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第

10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

13 〔略〕

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度

11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(5) 〔略〕

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 〔略〕

14 〔略〕

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度

分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 〔略〕

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地

分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 〔略〕

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税

定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税

の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当

の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

該農地調整固定資産税額とする。

〔略〕

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 〔略〕

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 〔略〕

〔新設〕

〔略〕

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条の2 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第125条の8中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額とする。

3～5 〔略〕

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） 〔略〕

（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)
第16条の6 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

4 〔略〕

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第17条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第17条の5 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)
第16条の6 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の6第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

4 〔略〕

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第17条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)
第17条の5 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の2 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

〔新設〕

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の2 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の2の3 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 〔略〕 〔新設〕 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第18条の2の4 〔略〕 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 〔略〕 〔新設〕 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 〔略〕 〔新設〕 6 〔略〕	(1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第18条の2の4 〔略〕 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u> 6 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(矢巾町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 矢巾町税条例の一部を改正する条例（令和6年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正規定の表を次のように改める。

改正前	改正後
(国民健康保険税の課税額) 第127条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を	(国民健康保険税の課税額) 第127条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を

除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。	除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した<u>所得割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定による矢巾町税条例第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2） 第1条の規定による矢巾町税条例第35条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（3） 第2条の規定による矢巾町税条例の一部を改正する条例の改正規定 公布の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の矢巾町税条例第35条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定に適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の矢巾町税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産

税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中国民健康保険税に係る部分は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 5 号

令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分に係る報告について

令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 4 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項並びに矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 26 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに矢巾町長専決条例（平成 26 年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号及び第 6 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日
矢 巾 町 長 高 橋 昌 造

令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 14 号）

令和 5 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,611 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,909,368 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		167,902	5,440	173,342
	1 地方揮発油譲与税	43,383	△ 1,433	41,950
	2 自動車重量譲与税	119,597	6,873	126,470
3 利子割交付金		961	△ 137	824
	1 利子割交付金	961	△ 137	824
4 配当割交付金		10,341	△ 1,355	8,986
	1 配当割交付金	10,341	△ 1,355	8,986
5 株式等譲渡所得割交付金		6,269	4,319	10,588
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,269	4,319	10,588
6 法人事業税交付金		59,180	14,988	74,168
	1 法人事業税交付金	59,180	14,988	74,168
8 環境性能割交付金		9,002	2,729	11,731
	1 環境性能割交付金	9,002	2,729	11,731
9 地方特例交付金		30,024	650	30,674
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	650	650
10 地方交付税		2,207,025	88,287	2,295,312
	1 地方交付税	2,207,025	88,287	2,295,312
11 交通安全対策特別交付金		4,295	△ 588	3,707
	1 交通安全対策特別交付金	4,295	△ 588	3,707
12 分担金及び負担金		129,152	△ 96	129,056
	1 負担金	129,152	△ 96	129,056
14 国庫支出金		2,081,444	14,701	2,096,145
	1 国庫負担金	1,146,788	18,491	1,165,279
	2 国庫補助金	930,835	△ 4,316	926,519
	3 委託金	3,821	526	4,347

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 県 支 出 金		1,017,805	△ 15,227	1,002,578
	1 県 負 担 金	554,004	7,710	561,714
	2 県 補 助 金	398,665	△ 24,676	373,989
	3 委 託 金	65,136	1,739	66,875
21 町 債		482,599	△ 12,100	470,499
	1 町 債	482,599	△ 12,100	470,499
補正されなかった款項にかかる金額		6,601,758		6,601,758
歳 入 合 計		12,807,757	101,611	12,909,368

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,259,246	132,857	2,392,103
	1 総 務 管 理 費	1,995,853	132,857	2,128,710
	2 徴 税 費	134,602	0	134,602
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	69,548	0	69,548
	4 選 挙 費	41,875	0	41,875
3 民 生 費		4,518,737	△ 18,195	4,500,542
	1 社 会 福 祉 費	2,457,247	△ 7,361	2,449,886
	2 児 童 福 祉 費	2,061,490	△ 10,834	2,050,656
4 衛 生 費		1,006,906	△ 2,378	1,004,528
	1 保 健 衛 生 費	441,212	△ 2,378	438,834
	2 環 境 衛 生 費	565,694	0	565,694
5 労 働 費		26,403	0	26,403
	1 労 働 諸 費	26,403	0	26,403
6 農 林 水 産 業 費		623,910	△ 640	623,270
	1 農 業 費	590,445	△ 622	589,823
	2 林 業 費	33,465	△ 18	33,447
7 商 工 費		158,257	△ 9,750	148,507
	1 商 工 費	158,257	△ 9,750	148,507
8 土 木 費		1,413,201	0	1,413,201
	2 道 路 橋 梁 費	859,803	0	859,803
10 教 育 費		949,909	△ 283	949,626
	1 教 育 総 務 費	155,021	0	155,021
	2 小 学 校 費	147,140	0	147,140
	3 中 学 校 費	88,284	0	88,284
	4 社 会 教 育 費	267,351	△ 283	267,068

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 教 育 費	5 保 健 体 育 費	292,113	0	292,113
補正されなかった款項にかかる金額		1,851,188		1,851,188
歳 出 合 計		12,807,757	101,611	12,909,368

第2表

繰越明許費補正

1 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共交通事業	377
4 衛生費	2 環境衛生費	重点対策加速化事業	3,250
合 計			3,627

2 変更 (単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	財産購入事業	900	280
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉交流センター維持補修事業	2,236	1,815
合 計			3,136	2,095

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小規模小口資金保証料補給	令和 5年度から 令和 9年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証 料のうち1.0%以内の額	令和 5年度から 令和11年度まで	岩手県信用保証協会が定める保証 料のうち1.0%以内の額

第4表

地 方 債 補 正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業	259,800	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	248,400	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
史跡公園建設事業	17,000				16,900			
小学校施設整備事業	7,400				6,800			

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,959,664		3,959,664
2 地方譲与税	167,902	5,440	173,342
3 利子割交付金	961	△137	824
4 配当割交付金	10,341	△1,355	8,986
5 株式等譲渡所得割交付金	6,269	4,319	10,588
6 法人事業税交付金	59,180	14,988	74,168
7 地方消費税交付金	788,431		788,431
8 環境性能割交付金	9,002	2,729	11,731
9 地方特例交付金	30,024	650	30,674
10 地方交付税	2,207,025	88,287	2,295,312
11 交通安全対策特別交付金	4,295	△588	3,707
12 分担金及び負担金	129,152	△96	129,056
13 使用料及び手数料	78,739		78,739
14 国庫支出金	2,081,444	14,701	2,096,145
15 県支出金	1,017,805	△15,227	1,002,578
16 財産収入	29,459		29,459
17 寄附金	409,736		409,736
18 繰入金	715,873		715,873
19 繰越金	531,262		531,262
20 諸収入	88,594		88,594
21 町債	482,599	△12,100	470,499
歳入合計	12,807,757	101,611	12,909,368

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	125,324		125,324						
2 総務費	2,259,246	132,857	2,392,103	3,502					129,355
3 民生費	4,518,737	△18,195	4,500,542	△12,339		△96			△5,760
4 衛生費	1,006,906	△2,378	1,004,528	△3,988					1,610
5 労働費	26,403		26,403	1,092					△1,092
6 農林水産業費	623,910	△640	623,270	△2,607					1,967
7 商工費	158,257	△9,750	148,507	△7,536					△2,214
8 土木費	1,413,201		1,413,201	3,192	△11,400				8,208
9 消防費	403,702		403,702						
10 教育費	949,909	△283	949,626	18,158	△700				△17,741
11 災害復旧費	49,023		49,023						
12 公債費	1,264,138		1,264,138						
13 諸支出金	1		1						
14 予備費	9,000		9,000						
歳出合計	12,807,757	101,611	12,909,368	△526	△12,100	△96			114,333

歳

入

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	43,383	△1,433	41,950	1 地方揮発油譲与税	△1,433	地方揮発油譲与税の減 △1,433
計	43,383	△1,433	41,950			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	119,597	6,873	126,470	1 自動車重量譲与税	6,873	自動車重量譲与税の増 6,873
計	119,597	6,873	126,470			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	961	△137	824	1 利子割交付金	△137	利子割交付金の減 △137
計	961	△137	824			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	10,341	△1,355	8,986	1 配当割交付金	△1,355	配当割交付金の減 △1,355
計	10,341	△1,355	8,986			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	6,269	4,319	10,588	1 株式等譲渡所得割交付金	4,319	株式等譲渡所得割交付金の増 4,319
計	6,269	4,319	10,588			

2 地方譲与税

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 法人事業税交付金	59,180	14,988	74,168	1 法人事業税交付金	14,988	法人事業税交付金の増 14,988
計	59,180	14,988	74,168			

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	9,002	2,729	11,731	1 環境性能割交付金	2,729	環境性能割交付金の増 自動車取得税交付金 1,833 896
計	9,002	2,729	11,731			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	650	650	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	650	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 650
計	0	650	650			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,207,025	88,287	2,295,312	1 地方交付税	88,287	特別交付税の増 88,287
計	2,207,025	88,287	2,295,312			

(款) 11 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,295	△588	3,707	1 交通安全対策特別交付金	△588	交通安全対策特別交付金の減 △588
計	4,295	△588	3,707			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民生費負担金	22,098	△96	22,002	3 児童福祉費負担金	△96	子育て短期支援事業費負担金の減	△96
計	129,152	△96	129,056				

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,094,210	18,250	1,112,460	4 児童手当交付金	△21	被用者児童手当交付金の減 非被用者児童手当交付金の増 被用者3歳以上中学校修了前交付金の増	△49 17 11
				5 児童福祉施設費負担金	18,318	保育所運営費交付金過年度精算金	18,318
				6 低所得者保険料軽減負担金	△47	低所得者保険料軽減負担金の減	△47
2 衛生費国庫負担金	42,647	241	42,888	1 未熟児養育医療費負担金	241	未熟児養育医療費負担金の増	241
計	1,146,788	18,491	1,165,279				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	488,566	5,752	494,318	1 地方創生推進交付金	5,379	地方創生推進交付金の減 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増	△23 4,402 1,000
				2 個人番号カード交付事業費等補助金	428	個人番号カード交付事務費補助金の増	428
				4 デジタル基盤改革支援補助金	△55	デジタル基盤改革支援補助金の減	△55
2 民生費国庫補助金	137,894	△12,727	125,167	1 障害福祉費補助金	△5,462	地域生活支援等事業費補助金の減	△5,462
				2 児童福祉費補助金	△5,485	子ども・子育て支援交付金の減	△5,336

12 分担金及び負担金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の減 △149
				3 社会福祉費補助金	△1,780	重層的支援体制整備事業交付金の減 △1,780
4 土木費国庫補助金	165,556	3,192	168,748	1 道路橋梁費補助金	3,192	社会資本整備総合交付金の増 3,454 道路メンテナンス事業費補助金の減 △262
5 教育費国庫補助金	24,995	△533	24,462	1 教育振興費補助金	△127	要保護児童生徒援助費補助金の増 16 特別支援教育就学奨励費補助金の減 △134 教育支援体制整備事業費補助金の減 △9
				2 史跡公園建設費補助金	△113	史跡等総合活用整備事業補助金の減 △113
				5 公立学校施設整備費補助金	△293	学校施設環境改善交付金の減 △293
計	930,835	△4,316	926,519			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	170	68	238	1 総務費委託金	68	中長期在留者住居地届出等事務委託金の増 68
2 民生費委託金	3,651	458	4,109	1 児童手当委託金	△1	特別児童扶養手当事務委託金の減 △1
				2 社会福祉費委託金	459	国民年金事務費交付金の増 459
計	3,821	526	4,347			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	553,629	7,710	561,339	3 障害福祉事業費負担金	△58	障害者医療費負担金の減 △58
-----------	---------	-------	---------	--------------	-----	-----------------

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

				6 児童手当負担金	2	被用者児童手当負担金の減 非被用者児童手当負担金の増 被用者 3 歳以上中学校修了前負担金の増	△5 4 3
				7 児童福祉施設費負担金	7,789	保育所運営費負担金過年度精算金	7,789
				8 低所得者保険料軽減負担金	△23	低所得者保険料軽減負担金の減	△23
計	554,004	7,710	561,714				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	7,115	35	7,150	2 結婚新生活支援事業費補助金	△828	結婚新生活支援事業費補助金の減	△828
				3 移住支援事業費補助金	△459	移住支援事業費補助金の減	△459
				4 交通安全対策費補助金	230	交通指導員設置事業補助金の増	230
				7 地域経営推進費補助金	1,092	地域経営推進費補助金の増	1,092
2 民生費県補助金	226,127	△24,939	201,188	1 社会福祉費補助金	△2,943	重度心身障害者医療費助成事業補助金の減 重層的支援体制整備事業交付金の減	△2,076 △867
				2 障害福祉費補助金	△2,852	地域生活支援事業費補助金の減 在宅超重症児者等短期入所支援事業費補助金の減	△2,734 △118
				3 老人福祉費補助金	△200	高齢者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金の減	△200
				4 介護保険運営事業費補助金	△110	介護保険事業費補助金の減	△110

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				5 児童福祉費補助金	△13,500	子ども・子育て支援交付金の減 △4,008
						岩手県施設型給付費補助金の減 △1,183
						産休等代替職員費補助金の減 △990
						保育対策総合支援事業費補助金の減 △4,117
						子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付
						事務費補助金の減 △8
						いわて子育て応援在宅育児支援金の減 △495
						いわて子育て応援保育料無償化事業補助金の減 △2,268
						子育て支援対策臨時特例事業費補助金の減 △431
				6 母子福祉費補助金	△5,334	子ども医療費助成事業補助金の減 △615
						妊産婦医療費助成事業補助金の減 △877
						ひとり親家庭医療費助成事業補助金の減 △3,842
3 衛生費県補助金	6,264	△736	5,528	1 保健衛生費補助金	△736	健康増進事業補助金の減 △202
						がん患者医療用補正具購入事業費補助金の減 △96
						骨髄ドナー支援事業費補助金の減 △210
						出産・子育て応援交付金の減 △228
4 農林水産業費県補助金	157,720	1,082	158,802	4 林業費補助金	1,074	森林病虫害等駆除補助金の増 1,074
				5 農地費補助金	8	いきいき農村基盤整備事業補助金の増 8
6 教育費県補助金	1,432	△118	1,314	1 教育振興費補助金	△117	部活動指導員配置事業補助金の減 △117
				2 社会教育総務費補助金	△1	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の減 △1
計	398,665	△24,676	373,989			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	56,139	1,739	57,878	1 総務費委託金	128	いわてグラフ世帯配布委託金の増 4
						市町村事務処理交付金の増 124

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

				3 統計調査費委託金	3	人口動態調査費市町村交付金の増	3
				4 選挙費委託金	1,608	岩手県知事及び岩手県議会議員選挙委託金の増	1,608
2 民生費委託金	435	0	435	2 児童福祉費委託金	0	認可外保育施設状況調査事務委託金の増 母子家庭等日常生活支援事業事務委託金の減	4 △4
計	65,136	1,739	66,875				

(款) 21 町債

(項) 1 町債

3 土木債	271,800	△11,400	260,400	1 道路整備事業債	△11,400	公共事業等債の減 地方道路整備事業債の減 緊急自然災害防止対策事業債の減	△200 △9,800 △1,400
5 教育債	24,400	△700	23,700	1 史跡公園建設事業債	△100	一般補助施設整備等事業債の減	△100
				4 小学校施設整備事業債	△600	学校教育施設等整備事業債の減	△600
計	482,599	△12,100	470,499				

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	507,036	0	507,036	451			△451		財源更正		
5財産管理費	173,127	0	173,127	574			△574		財源更正		
6企画費	332,995	△612	332,383	△1,310			698	10 需 用 費	△12	◎企画事業の減	△612
								18 負担金、補助及び交付金	△600	○地方創生事業の減	△612
										消耗品費	△12
										移住支援金	△600
7交通安全防犯対策費	9,841	0	9,841	230			△230			財源更正	
8財政調整基金費	639,573	133,969	773,542				133,969	24 積 立 金	133,969	◎財政調整基金積立事業の増	133,969
										○財政調整基金積立事業の増	133,969
										財政調整基金積立金	133,969
10電子計算費	136,439	△500	135,939	△55			△445	12 委 託 料	△500	◎電子計算事業の減	△500
										○情報システム標準化・共通化事業の減	△500
										文字同定業務委託料	△500
計	1,995,853	132,857	2,128,710	△110			132,967				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦課徴収費	50,117	0	50,117	1,933			△1,933			財源更正
計	134,602	0	134,602	1,933			△1,933			

2 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	69, 548	0	69, 548	71			△71		財源更正	
計	69, 548	0	69, 548	71			△71			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理 委員会費	9,556	0	9,556	54			△54			財源更正
3 県知事、 県議会議員 選挙費	12,099	0	12,099	1,554			△1,554			財源更正
計	41,875	0	41,875	1,608			△1,608			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	698,722	△5,352	693,370	△2,687			△2,665	1 報 酬	△216	◎社会福祉総務事業の減 ○重層的支援体制整備事業の減 会計年度任用職員報酬 謝礼 普通旅費 費用弁償 特別旅費 ◎重度心身障害者医療費事業の減 ○重度心身障害者医療費助成事 業の減 手数料 医療給付費	△402 △402 △216 △167 △3 △3 △13 △4,950 △4,950 △150 △4,800
								7 報 償 費	△167		
								8 旅 費	△19		
								11 役 務 費	△150		
								19 扶 助 費	△4,800		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2障害福祉費	819,797	△948	818,849	△10,279			9,331	11 役 務 費	△58	◎障害者支援事業の減	△948
								12 委 託 料	△13	○障害者給付事業の減	△235
								18 負担金、補助及び交付金	△100	超重症児者等短期入所特別給付費	△235
								19 扶 助 費	△777	○地域生活支援事業の減	△713
3老人福祉費	868,881	△1,061	867,820	△1,208			147	7 報 償 費	△410	家族のスキル向上支援事業委託料	△13
								8 旅 費	△48	自発的活動支援事業補助金	△100
								18 負担金、補助及び交付金	△510	成年後見制度利用支援事業給付費	△42
								27 繰 出 金	△93	知的障害者職親委託制度事業給付費	△100
4保健福祉交流センター費	25,841	0	25,841	△431			431			訪問入浴サービス事業給付費	△100
										医療的ケア児等在宅レスパイト事業給付費	△300
										◎老人福祉総務事業の減	△858
										○老人福祉総務事業の減	△400
										高齢者にやさしい住まいづくり推進事業補助金	△400
										○重層的支援体制整備事業の減	△458
										謝礼	△410
										普通旅費	△48
										◎介護保険運営事業の減	△203
										○低所得利用者負担対策事業の減	△110
										社会福祉法人利用者負担減免事業補助金	△110
										○介護保険事業特別会計繰出事業の減	△93
										低所得者保険料軽減繰出金	△93
										財源更正	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	2,457,247	△7,361	2,449,886	△14,605			7,244			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉 総務費	223,049	△5,784	217,265	△2,099		△96	△3,589	1報 酬	△352	◎児童福祉総務事業の減	△1,532
								3職 員 手 当 等	△196	○児童行政事業の減	△990
								10需 用 費	△1,507	いわて子育て応援在宅育児支 援金	△990
								11役 務 費	△27	○児童家庭相談事業の減	△542
								12委 託 料	△1,462	会計年度任用職員報酬	△352
								18負担金、補助 及び交付金	△2,240	会計年度任用職員手当等	△190
										◎健全育成事業の減	△1,200
										○児童館運営事業の減	△1,200
										消耗品費	△1,200
										◎あんしん子育て事業の減	△1,762
										○子育て短期支援事業の減	△278
										ショートステイ事業委託料	△278
										○重層的支援体制整備事業の減	△1,484
										消耗品費	△300
										地域子育て支援拠点事業委託 料	△1,184
										◎子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯分）給付事業の 減	△40
										○一般職員給与費の減	△6
										○子育て世帯生活支援特別給付 金（ひとり親世帯分）給付事 業の減	△34
										印刷製本費	△7
										通信運搬費	△27

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費						
										◎子育て世帯生活支援特別給付金 (その他世帯分) 給付事業の減 △1,250 ○子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分) 給付事業 の減 △1,250 子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分) △1,250
2 児童措置 費	363,419	△114	363,305	△19			△95	10 需 用 費	△2	◎児童措置事業の減 △114 ○児童手当取扱事業の減 △24 印刷製本費 △2 通信運搬費 △22 ○児童手当・特例給付事業の減 △90 児童手当・特例給付 △90
								11 役 務 費	△22	
								19 扶 助 費	△90	
3 児童福祉 施設費	1,338,026	△1,436	1,336,590	9,722			△11,158	18 負担金、補助 及び交付金	△1,436	◎私立保育園助成事業の減 △1,436 ○私立保育園運営費助成事業の 減 △890 児童福祉施設等産休等代替職 員費補助金 △890 ○私立保育園等整備費補助事業 の減 △546 保育対策総合支援事業補助金 △546
4 母子福祉 費	136,996	△3,500	133,496	△5,338			1,838	19 扶 助 費	△3,500	◎母子福祉医療費助成事業の減 △3,500 ○妊産婦医療費助成事業の減 △3,500 医療給付費 △3,500
計	2,061,490	△10,834	2,050,656	2,266			△96	△13,004		

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費						
1 保健衛生 総務費	183,651	△2,378	181,273	△495			△1,883	4 共 済 費	△12	◎保健衛生総務事業の減 △420 ○保健衛生総務事業の減 △420 骨髄ドナー支援事業助成金 △420
								18 負担金、補助 及び交付金	△1,866	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
							19 扶 助 費	△500	◎成人検診事業の減 △96 ○成人検診事業の減 がん患者医療用補正具購入費 助成金 △96 ◎母子保健事業の減 △1,862 ○母子保健事業の減 △500 未熟児養育医療給付費 △500 ○出産・子育て応援事業の減 △1,362 会計年度任用職員社会保険料 等 △12 出産応援給付金 △550 子育て応援給付金 △800	
計	441,212	△2,378	438,834	△495			△1,883			

(款) 4 衛生費

(項) 2 環境衛生費

2環境保全 費	25,892	0	25,892	△3,493			3,493			財源更正
計	565,694	0	565,694	△3,493			3,493			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	26,403	0	26,403	1,092			△1,092			財源更正
計	26,403	0	26,403	1,092			△1,092			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興 費	73,667	0	73,667	△3,689			3,689			財源更正
------------	--------	---	--------	--------	--	--	-------	--	--	------

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費							
5農地費	223,987	△622	223,365	8			△630	14工 事 請 負 費	△622	◎農業基盤整備事業の減 ○いきいき農村基盤整備事業の減 工事請負費	△622 △622 △622
計	590,445	△622	589,823	△3,681			3,059				

(款) 6 農林水産業費				(項) 2 林業費							
1 林業振興費	33,465	△18	33,447	1,074			△1,092	12 委 託 料	△18	◎林業振興対策事業の減 ○林業振興事業の減 森林病虫害等防除業務委託料	△18 △18 △18
計	33,465	△18	33,447	1,074			△1,092				

(款) 7 商工費				(項) 1 商工費							
2 商工振興費	98,313	△9,750	88,563	△7,536			△2,214	18 負担金、補助及び交付金	△9,750	◎商工業振興事業の減 ○中小企業支援事業の減 中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金	△9,750 △9,750 △9,750
計	158,257	△9,750	148,507	△7,536			△2,214				

(款) 8 土木費				(項) 2 道路橋梁費						
2道路維持費	404,259	0	404,259	3,454	△1,400		△2,054			財源更正
3道路新設改良費	239,790	0	239,790		△9,800		9,800			財源更正
4橋梁維持費	123,990	0	123,990	△262	△200		462			財源更正
計	859,803	0	859,803	3,192	△11,400		8,208			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3教育振興費	78,962	0	78,962	△9			9		財源更正	
計	155,021	0	155,021	△9			9			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	109,571	0	109,571	△293	△600		893			財源更正
2教育振興費	37,569	0	37,569	△47			47			財源更正
計	147,140	0	147,140	△340	△600		940			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2教育振興費	30,556	0	30,556	△188			188			財源更正
計	88,284	0	88,284	△188			188			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	71, 983	0	71, 983	△1			1			財源更正	
5 史跡公園 建設費	45, 162	△283	44, 879	△113	△100		△70	7 報 償 費	△29	◎徳丹城跡整備事業の減	△283
								8 旅 費	△241	○史跡公園整備事業の減	△283
								10 需 用 費	△6	謝礼 特別旅費 食糧費	△29 △241 △6

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

								11 役 務 費	△7	通信運搬費	△7
6 歴史民俗 資料館費	12, 507	0	12, 507	1, 271			△1, 271				
計	267, 351	△283	267, 068	1, 157	△100		△1, 340				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

3 学校給食 費	246, 857	0	246, 857	17, 538			△17, 538			財源更正	
計	292, 113	0	292, 113	17, 538			△17, 538				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
小規模小口資金保証料補給	岩手県信用保証協会が定める保証料のうち1.0%以内の額			令和 5年度から 令和11年度まで	956				956

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	6,969,825	6,464,160	395,300	748,859	6,110,601
(1) 総務	334,105	212,234	10,000	41,679	180,555
(2) 民生	96,410	82,768	0	13,704	69,064
(3) 衛生	298,147	269,573	0	28,043	241,530
(4) 農林水産	26,800	51,800	50,200	200	101,800
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	4,342,129	4,119,869	268,900	465,699	3,923,070
(7) 公営住宅	42,974	44,097	12,000	1,298	54,799
(8) 消防	50,147	26,978	30,500	10,750	46,728
(9) 教育	1,779,113	1,656,841	23,700	187,486	1,493,055
2 災害復旧債	125,307	84,481	31,300	36,981	78,800
3 減税補てん債	29,056	18,972	0	7,928	11,044
4 臨時財政対策債	5,072,183	4,785,322	64,399	429,382	4,420,339
5 減収補てん債	7,900	7,900	0	987	6,913
合 計	12,204,271	11,360,835	490,999	1,224,137	10,627,697

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	175 【0】	(135, 714)	603, 335 (24, 305)	368, 427 (31, 029)	971, 762 (191, 048)	198, 996 (30, 782)	1, 170, 758 (221, 830)	退職手当負担金 152, 300 児童手当 7, 665
補正前	175 【0】	(136, 282)	603, 335 (24, 305)	368, 433 (31, 219)	971, 768 (191, 806)	198, 996 (30, 794)	1, 170, 764 (222, 600)	退職手当負担金 152, 300 児童手当 7, 665
比 較	0 【0】	(△568)	0 (0)	△6 (△190)	△6 (△758)	0 (△12)	△6 (△770)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【 】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は会計年度任用職員について外書き。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時 間 外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当	地域手当	単身赴任手当
	補正後	13, 149	9, 735	16, 625	131, 762	103, 593	9, 600	9, 240	564	600	72, 719	190	0	650	0
	補正前	13, 149	9, 735	16, 625	131, 762	103, 593	9, 600	9, 240	564	600	72, 725	190	0	650	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△6	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	△ 6	制度改正による増減分			
		その他の増減分		△ 6 時間外勤務手当の減	

報告第 6 号

令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処
分に係る報告について

令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 26 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成 26 年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日
矢巾町長 高 橋 昌 造

令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,722,930 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		232	△77	155
	1 国庫補助金	232	△77	155
4 県支出金		2,024,783	1,272	2,026,055
	1 県補助金	2,024,783	1,272	2,026,055
補正されなかった款項にかかる金額		696,720		696,720
歳入合計		2,721,735	1,195	2,722,930

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		27,502	0	27,502
	4 趣 旨 普 及 費	667	0	667
2 保 険 給 付 費		1,993,892	△25,701	1,968,191
	1 療 養 諸 費	1,706,859	△20,110	1,686,749
	2 高 額 療 養 費	279,829	△5,560	274,269
	3 移 送 費	31	△31	0
	4 出 産 育 児 諸 費	5,503	0	5,503
3 国民健康保険事業費納付金		582,253	0	582,253
	1 医 療 給 付 費 分	386,198	0	386,198
4 保 健 事 業 費		43,722	△453	43,269
	1 保 健 事 業 費	43,722	△453	43,269
5 基 金 積 立 金		62,464	27,349	89,813
	1 基 金 積 立 金	62,464	27,349	89,813
補正されなかった款項にかかる金額		11,902		11,902
歳 出 合 計		2,721,735	1,195	2,722,930

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	458,518		458,518
2 使用料及び手数料	130		130
3 国庫支出金	232	△77	155
4 県支出金	2,024,783	1,272	2,026,055
5 財産収入	1		1
6 繰入金	202,383		202,383
7 繰越金	22,154		22,154
8 諸収入	13,534		13,534
歳入合計	2,721,735	1,195	2,722,930

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	27,502		27,502	△54			54	
2 保険給付費	1,993,892	△25,701	1,968,191	△27,210			1,509	
3 国民健康保険事業費納付金	582,253		582,253	28,912			△28,912	
4 保健事業費	43,722	△453	43,269	△453				
5 基金積立金	62,464	27,349	89,813				27,349	
6 公債費	1		1					
7 諸支出金	10,901		10,901					
8 予備費	1,000		1,000					
歳出合計	2,721,735	1,195	2,722,930	1,195				

歳

入

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 災害臨時特例補助金	1	△1	0	1 災害臨時特例補助金	△1	災害等臨時特例補助金の減 △1
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	176	△54	122	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△54	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減 △54
3 出産育児諸費補助金	55	△22	33	1 出産育児諸費補助金	△22	出産育児一時金臨時補助金の減 △22
計	232	△77	155			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	2, 024, 783	1, 272	2, 026, 055	1 普通交付金	△27, 188	普通交付金の減 △27, 188
				2 特別交付金	28, 460	保険者努力支援分の減 △10 特別調整交付金分の増 23, 827 県繰入金分の増 5, 086 特定健康診査等負担金分の減 △443
計	2, 024, 783	1, 272	2, 026, 055			

3 国庫支出金

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 4 趣旨普及費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1趣旨普及費	667	0	667	△54			54			財源更正
計	667	0	667	△54			54			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1一般被保険者療養給付費	1,689,669	△18,742	1,670,927	△18,742				18負担金、補助及び交付金	△18,742	◎一般被保険者療養給付事業の減 ○一般被保険者療養給付事業の減 一般被保険者療養給付費	△18,742 △18,742 △18,742
2退職被保険者等療養給付費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等療養給付事業の減 ○退職被保険者等療養給付事業の減 退職被保険者等療養給付費	△1 △1 △1
3一般被保険者療養費	12,637	△1,366	11,271	△1,366				18負担金、補助及び交付金	△1,366	◎一般被保険者療養費給付事業の減 ○一般被保険者療養費給付事業の減 一般被保険者療養支給費	△1,366 △1,366 △1,366
4退職被保険者等療養費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等療養費給付事業の減 ○退職被保険者等療養費給付事業の減 退職被保険者等療養支給費	△1 △1 △1
計	1,706,859	△20,110	1,686,749	△20,110							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般被保険者高額療養費	279,387	△5,387	274,000	△6,874			1,487	18負担金、補助及び交付金	△5,387	◎一般被保険者高額療養費給付事業の減 △5,387 ○一般被保険者高額療養費給付事業の減 △5,387 一般被保険者高額療養費 △5,387
2退職被保険者等高額療養費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △1 ○退職被保険者等高額療養費給付事業の減 △1 退職被保険者等高額療養費 △1
3一般被保険者高額介護合算療養費	440	△171	269	△171				18負担金、補助及び交付金	△171	◎一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △171 ○一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の減 △171 一般被保険者高額介護合算療養費 △171
4退職被保険者等高額介護合算療養費	1	△1	0	△1				18負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 ○退職被保険者等高額介護合算療養費給付事業の減 △1 退職被保険者等高額介護合算療養費 △1
計	279,829	△5,560	274,269	△7,047			1,487			

(款) 2 保険給付費				(項) 3 移送費							
1 一般被保険者移送費	30	△30	0	△30				18 負担金、補助及び交付金	△30	◎一般被保険者移送事業の減 ○一般被保険者移送事業の減 一般被保険者移送費	△30 △30 △30
2 退職被保険者等移送費	1	△1	0	△1				18 負担金、補助及び交付金	△1	◎退職被保険者等移送事業の減 ○退職被保険者等移送事業の減 退職被保険者等移送費	△1 △1 △1
計	31	△31	0	△31							

(款) 2 保険給付費				(項) 4 出産育児諸費						
1 出産育児一時金	5,500	0	5,500	△22			22			財源更正
計	5,503	0	5,503	△22			22			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金				(項) 1 医療給付費分						
1一般被保 険者医療 給付費分	386,198	0	386,198	28,912			△28,912			財源更正
計	386,198	0	386,198	28,912			△28,912			

(款) 4 保健事業費				(項) 1 保健事業費							
2疾病予防費	42,794	△453	42,341	△453				10需用費	△10	◎特定健康診査特定保健指導事業の減 ○特定健康診査特定保健指導事業の減 消耗品費 特定健康診査業務委託料	△453 △453 △10 △443
								12委託料	△443		
計	43,722	△453	43,269	△453							

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 財政調整 基金積立 金	62,464	27,349	89,813				27,349	24 積 立 金	27,349	◎財政調整基金積立事業の増 ○財政調整基金積立事業の増 財政調整基金積立金
計	62,464	27,349	89,813				27,349			

報告第 7 号

令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に
係る報告について

令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 26 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び矢巾町長専決条例（平成 26 年矢巾町条例第 7 号）第 2 条第 5 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日
矢巾町長 高 橋 昌 造

令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,437 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,690,241 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		524,419	△290	524,129
	2 国庫負担金	79,302	△290	79,012
5 県支出金		359,164	△2,054	357,110
	2 県補助金	10,447	△2,054	8,139
7 繰入金		414,163	△93	414,070
	1 一般会計繰入金	364,163	△93	364,070
補正されなかった款項にかかる金額		1,394,932		1,394,932
歳入合計		2,692,678	△2,437	2,690,241

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		2,517,336	△93	2,517,243
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,332,092	△93	2,331,999
3 地 域 支 援 事 業 費		67,769	△2,344	65,425
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	44,572	△1,200	43,372
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	19,378	△1,144	18,234
補正されなかった款項にかかる金額		107,573		107,573
歳 出 合 計		2,692,678	△2,437	2,690,241

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	582,385		582,385
2 使用料及び手数料	33		33
3 国庫支出金	524,419	△290	524,129
4 支払基金交付金	606,802		606,802
5 県支出金	359,164	△2,054	357,110
6 財産収入	2		2
7 繰入金	414,163	△93	414,070
8 繰越金	205,665		205,665
9 諸収入	45		45
歳入合計	2,692,678	△2,437	2,690,241

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	29,115		29,115				
2 保険給付費	2,517,336	△93	2,517,243			△93	
3 地域支援事業費	67,769	△2,344	65,425	△2,344			
4 基金積立金	14,642		14,642				
5 公債費	1		1				
6 諸支出金	53,815		53,815				
7 予備費	10,000		10,000				
歳出合計	2,692,678	△2,437	2,690,241	△2,344		△93	

歳

入

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	7,457	△290	7,167	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△290	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減 △290
計	79,302	△290	79,012			

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	6,465	△1,200	5,265	1 介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金	△1,200	介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金の減 △1,200
2 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	3,728	△854	2,874	1 介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金	△854	介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金の減 △854
計	10,193	△2,054	8,139			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	26,084	△93	25,991	1 低所得者保険料軽減繰入金	△93	低所得者保険料軽減繰入金の減 △93
計	364,163	△93	364,070			

3 国庫支出金

歳

出

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3施設介護サービス給付費	932,686	△93	932,593			△93		18負担金、補助及び交付金	△93	◎施設介護サービス費給付事業の減 △93 ○施設介護サービス費給付事業の減 △93 施設介護サービス給付費 △93
計	2,332,092	△93	2,331,999			△93				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1介護予防・生活支援サービス事業費	39,104	△1,200	37,904	△1,200				18負担金、補助及び交付金	△1,200	◎介護予防・生活支援サービス事業の減 △1,200 ○第1号通所事業の減 △1,200 第1号通所事業負担金 △1,200
計	44,572	△1,200	43,372	△1,200						

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

1認知症総合支援事業費	11,483	△550	10,933	△550				12委託料	△550	◎認知症総合支援事業の減 △550 ○認知症総合支援事業の減 認知症施策総合推進事業委託料 △550
3在宅医療・介護連携推進事業費	5,001	△594	4,407	△594				11役 務 費	△594	◎在宅医療・介護連携推進事業の減 △594 ○在宅医療・介護連携推進事業の減 △594 手数料 △594
計	19,378	△1,144	18,234	△1,144						

2 保険給付費

報告第 8 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和5年10月19日（木）午前8時頃

3 事故発生場所

矢巾町流通センター南一丁目地内
町道流通センター南一丁目12号線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側後部バンパーを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

60,071円

報告第 9 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和5年11月25日（土）午後5時50分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字北郡山第16地割地内
町道羽毛蓬田線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前後輪タイヤ及びホイールを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

22,540円

報告第 10 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月6日（土）午後5時頃

3 事故発生場所

矢巾町大字和味第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前後輪タイヤ、ホイール及び左サイドシルを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

71,676円

報告第 1 1 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月23日（火）午後5時15分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

12,705円

報告第 1 2 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月23日（火）午後5時30分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤ及びホイールを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

96,600円

報告第 13 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月23日（火）午後5時40分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

14,350円

報告第14号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月23日（火）午後6時頃

3 事故発生場所

矢巾町大字広宮沢第1地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

11,400円

報告第 15 号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年4月26日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月12日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

1 事故名

自動車破損事故

2 事故発生日時

令和6年1月24日（水）午後4時30分頃

3 事故発生場所

矢巾町大字和味第4地割地内
町道西部開拓線

4 和解及び損害賠償の相手方

5 損害賠償の原因

相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れその上を通過したため、自動車の左側の前輪タイヤを破損したものである。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

25,092円

令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度矢巾町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 316,895 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,906,495 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 4 月 26 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,779,100	200,000	1,979,100
	2 国庫補助金	711,864	200,000	911,864
18 繰入金		681,655	81,895	763,550
	2 基金繰入金	667,118	81,895	749,013
20 諸収入		70,951	35,000	105,951
	4 受託事業収入	8,687	35,000	43,687
補正されなかった款項にかかる金額		9,057,894		9,057,894
歳入合計		11,589,600	316,895	11,906,495

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,507,801	37,162	1,544,963
	1 総務管理費	1,274,982	37,162	1,312,144
3 民生費		4,197,612	275,020	4,472,632
	1 社会福祉費	2,149,496	275,020	2,424,516
5 労働費		28,264	865	29,129
	1 労働諸費	28,264	865	29,129
8 土木費		1,356,396	100	1,356,496
	2 道路橋梁費	741,782	100	741,882
10 教育費		1,085,742	3,748	1,089,490
	2 小学校費	164,879	3,748	168,627
補正されなかった款項にかかる金額		3,413,785		3,413,785
歳出合計		11,589,600	316,895	11,906,495

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,749,840		3,749,840
2 地 方 譲 与 税	180,288		180,288
3 利 子 割 交 付 金	760		760
4 配 当 割 交 付 金	7,760		7,760
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,515		6,515
6 法 人 事 業 税 交 付 金	51,833		51,833
7 地 方 消 費 税 交 付 金	781,683		781,683
8 環 境 性 能 割 交 付 金	9,507		9,507
9 地 方 特 例 交 付 金	148,823		148,823
10 地 方 交 付 税	2,102,276		2,102,276
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,405		3,405
12 分 担 金 及 び 負 担 金	133,958		133,958
13 使 用 料 及 び 手 数 料	74,892		74,892
14 国 庫 支 出 金	1,779,100	200,000	1,979,100
15 県 支 出 金	977,714		977,714
16 財 産 収 入	14,486		14,486
17 寄 附 金	350,054		350,054
18 繰 入 金	681,655	81,895	763,550
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	70,951	35,000	105,951
21 町 債	404,100		404,100
歳 入 合 計	11,589,600	316,895	11,906,495

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	133,151		133,151						
2 総務費	1,507,801	37,162	1,544,963			35,000			2,162
3 民生費	4,197,612	275,020	4,472,632	200,000					75,020
4 衛生費	921,521		921,521						
5 労働費	28,264	865	29,129						865
6 農林水産業費	587,871		587,871						
7 商工費	105,223		105,223						
8 土木費	1,356,396	100	1,356,496						100
9 消防費	406,320		406,320						
10 教育費	1,085,742	3,748	1,089,490						3,748
11 災害復旧費	2,200		2,200						
12 公債費	1,248,498		1,248,498						
13 諸支出金	1		1						
14 予備費	9,000		9,000						
歳出合計	11,589,600	316,895	11,906,495	200,000		35,000			81,895

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	129,313	200,000	329,313	1 地方創生推進交付金	200,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 200,000
計	711,864	200,000	911,864			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	558,926	81,895	640,821	1 財政調整基金繰入金	81,895	財政調整基金繰入金の増 81,895
計	667,118	81,895	749,013			

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

3 総務費受託事業収入	0	35,000	35,000	1 総務費受託事業収入	35,000	土砂撤去等に係る受託事業収入 35,000
計	8,687	35,000	43,687			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	451,433	1,870	453,303				1,870	12委 託 料	1,870	◎合併70周年記念事業の増 ○合併70周年記念事業の増 合併70周年特別番組制作業務委託料	1,870 1,870 1,870
2文書広報費	58,059	101	58,160				101	8旅 費	49	◎広報広聴事業の増 ○広報事業の増 普通旅費 消耗品費	101 101 49 52
								10需 用 費	52		
5財産管理費	165,580	35,191	200,771			35,000	191	14工 事 請 負 費	35,000	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増 工事請負費 ◎庁舎管理運営事業の増 ○庁舎管理事業の増 庁用備品購入費	35,000 35,000 35,000 191 191 191
								17備 品 購 入 費	191		
計	1,274,982	37,162	1,312,144			35,000	2,162				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1社会福祉総務費	425,290	275,020	700,310	200,000			75,020	10需 用 費	228	◎住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業
								11役 務 費	1,741	○住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業
								12委 託 料	3,751	消耗品費
								19扶 助 費	269,300	印刷製本費 通信運搬費 住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付費
										3 16 109 29,300

2 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
									◎低所得者支援及び定額減税補足 給付金（調整給付）給付事業 ○低所得者支援及び定額減税補 足給付金（調整給付）給付事 業 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 システム改修等業務委託料 低所得者支援及び定額減税補 足給付金（調整給付）	
計	2,149,496	275,020	2,424,516	200,000			75,020			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1労働諸費	28,264	865	29,129				865	12委託料	865	◎就労者支援事業の増 865 ○矢巾勤労者共同福祉センター 管理運営事業の増 865 矢巾勤労者共同福祉センター 指定管理料 865
計	28,264	865	29,129				865			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2道路維持 費	140,154	100	140,254				100	21補償、補填 及び賠償金	100	◎除雪事業の増 100 ○除雪事業の増 100 対物賠償保険免責金 100
計	741,782	100	741,882				100			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2教育振興費	59,727	3,748	63,475				3,748	10需用費	3,748	◎小学校教育振興事業の増 ○小学校教育振興事業の増 消耗品費	3,748 3,748 3,748
計	164,879	3,748	168,627				3,748				